

岡山県成功報酬型企業誘致委託制度概要

1 本制度の概要

本制度は、岡山県営産業団地のうち、岡山県（以下、「県」という。）が指定する区画について、宅地建物取引業者等と県が一般媒介の形式による委託契約を締結したうえで、ご紹介いただいた誘致対象企業と県が売買契約を締結し、所有権移転登記が行われた場合に、売買に係る代金に応じた報酬をお支払いするものです。

2 対象となる土地

岡山県営産業団地のうち、県が指定する区画となります。なお、売買代金は、不動産鑑定士による鑑定評価額（1平方メートル当たり単価）に地積を乗じて得た額となります。

【指定区画：2区画（令和3年4月1日現在）】

指定番号	第3号
名称	真庭産業団地 南18号地
所在	真庭市中原字中原202番18
地目	雑種地
地積	11,705平方メートル

指定番号	第5号
名称	久米産業団地 4-2号地
所在	津山市くめ字団地50番75
地目	雑種地
地積	27,026平方メートル

3 委託料（報酬額）

委託料の額（消費税等相当額を含む。）は、指定区画の売買代金の額に3%を乗じて得た金額以内とします。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てます。

4 委託業者の資格等

以下の（1）ア）、イ）のいずれかに該当し、かつ（2）ア）からウ）のいずれにも該当しないものであること。

（1） 資格条件

- ア） 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者 ※法人に限る。
- イ） 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項に規定する免許を保有し、かつ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ法第77条以下に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者

(2) 欠格条件

- ア) 制度適用申込書の提出日から過去5年以内に法第65条に定める指示又は業務の停止を受けている者
- イ) 暴力団（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- ウ) その他県が委託業者として不適切と判断した者

5 制度の適用除外

以下に該当する場合は、制度を適用しません。

- (1) 県が交渉を開始している、又は、既に他の者から紹介があった誘致対象企業について、委託業者から紹介があった場合
- (2) 誘致対象企業が委託業者自身、又は委託業者の親会社若しくは子会社の場合
- (3) その他、県が適用を不適切と判断する場合

6 契約の締結等

- (1) 制度適用申込書及び資格確認等に係る資料を提出いただき、県が適正と認める場合に、一般媒介の形式による委託契約を締結します。
- (2) 制度適用期間は、契約を締結した日の属する年度の末日までとします。
(次年度以降の委託期間更新あり)

7 提出書類

- (1) 岡山県成功報酬型企业誘致委託制度適用申込書
- (2) 委託業者の資格確認に必要な書類
 - ア) 宅地建物取引業者の場合
宅地建物取引業者免許証の写し、法人登記簿謄本（全部事項証明）、誓約書
 - イ) 信託銀行等の場合
法第77条に規定する国土交通大臣あての届出受理書の写し、法人登記簿謄本（全部事項証明）、誓約書